

令和3年10月

物品・役務提供等の電子入札に関する注意点

鉄道・運輸機構の物品購入等（役務提供含む。以下同じ。）においては、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）作成の手引きに示す別表に掲げる業種区分「1製造」（「(4)その他」を除く。）のみを電子入札対象案件としていましたが、平成29年11月より原則すべての物品購入等で電子入札を導入いたしました。

つきましては、電子入札に円滑に参加していただくため、電子入札に必要な準備等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 電子入札について

当機構（発注者）と入札参加者（事業者）とをインターネットで結び、「入札参加の申込み、入札・開札」等の一連の入札手続をインターネット上で行うものです。入札手続の透明性確保、入札に参加するための移動コスト縮減、書類作成業務の効率化等のメリットがあります。

2. 電子入札システムの概要

電子入札を行うためのシステムは「電子入札コアシステム（一般財団法人建設情報総合センター等が開発）」を利用しています。

3. 入札参加者（事業者）が準備するもの

- ① 電子証明書（ICカード）＋カードリーダー（カード情報読取機）
- ② パソコン
- ③ ソフトウェア
- ④ インターネット接続環境の整備

※詳しくは当機構ホームページ「調達情報」>「電子入札」>「利用方法・操作マニュアル」に掲載している「初期設定マニュアル」をご覧ください。

4. 電子入札登録申請書の提出（全省庁統一資格により当機構に初めて参加する場合に限る（記載内容に変更があり再度提出する場合を含む））

（※当機構独自の物品購入等における競争参加資格確認を受けている事業者は不要の作業です。）

当機構の資格確認を受けず、全省庁統一資格により当機構の電子入札に初めて参加する場合は、

事前に当機構が定めた事業者固有の番号の通知を受ける必要があります。)

当機構ホームページに掲載している電子入札運用基準P 7に記載の通り、電子入札登録申請書(様式5)を最寄りの当機構本社経理資金部会計課契約係または地方機関契約課へ書面によりご提出ください。

申請書提出後、当機構から「業者番号通知書」を発行いたします。通知書に記載された業者番号は、事業者ごとの固有の番号ですので、業者番号通知書は大切に保管してください。電子入札登録申請書の提出は1事業者につき1回であり、2回目以降の入札参加においての提出は不要です。

なお、電子入札登録申請書に記載した内容に変更があった場合は、変更内容を記載の上、再度ご提出をお願いいたします。

5. 電子入札システムにおける利用者登録

当機構の物品購入等の電子入札に初めて参加するためには、当機構の電子入札システムにおいて事前の「利用者登録」を行う必要があります。(上記3「入札参加者(事業者)が準備するもの」に記載のものを準備した上で、上記4「電子入札登録申請書」を提出し「業者番号通知書」を受領しているか、当機構ホームページで公表している「物品購入等競争参加資格確認者名簿」に会社名等が掲載されていることが前提です。)

利用者登録は、当機構ホームページ「調達情報」>「電子入札」>「利用方法・操作マニュアル」に掲載している「利用者登録マニュアル」に従って行ってください。

なお、当機構の物品購入等競争参加資格により利用者登録をする事業者は、当機構ホームページで公表している「物品購入等競争参加資格確認者名簿」に記載の業者コード(6桁)の前に「700」を追加し、9桁の番号で登録してください。

《お問い合わせ先》

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

経理資金部 会計課 契約係(電子入札登録申請等)

メールアドレス : kaikei.hns@jrta.go.jp 電話 : 045-222-9049

電子入札総合ヘルプデスク (電子入札システムの操作等)

メールアドレス : jrta-help@efftis.jp 電話 : 0570-007-522 (ナビダイヤル)